

オール九州による宇宙開発促進に向けた内之浦射場活用研究会規約

(名称)

第1条 本会は、オール九州による宇宙開発促進に向けた内之浦射場活用研究会(以下、「射場活用研究会」という。)と称す。

(事務局)

第2条 射場活用研究会の事務局は、鹿児島県肝付町・九州航空宇宙開発推進協議会・株式会社九州経済研究所が共同で設置する。

(目的)

第3条 射場活用研究会は、産官学金によるオール九州の連携体制により、ロケットの在り方に関する国の検討内容を踏まえながら内之浦射場等を活用した宇宙産業振興を図ることで、九州地方における地域産業経済の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 射場活用研究会は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1)内之浦射場等の活用による地域活性化に向けた「課題・ニーズ」及び「課題解決・ニーズ実現に向けた取組み」の研究に係る活動。
- (2)「課題解決・ニーズ実現に向けた取組み」に関わる「プレイヤー」や「費用」等を協議し、実践に向けた具体的な内容を研究・情報共有するとともに、国や民間等からの支援を活用した取組みの実践に係る活動。
- (3)その他、射場活用研究会の目的を達成するために必要な活動。

(会員)

第5条 射場活用研究会の会員は、第3条の目的に賛同する団体及び個人をもって構成する。

- 2 必要に応じてオブザーバーを置くことができる。

(役員)

第6条 射場活用研究会に役員として、会長1名・副会長1名を置く。

- 2 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長不在等のときはその職務を代理する。

(その他)

第7条 このほか、本規約に定めのない事項については、会長が別に定める。

附 則

本規約は、令和元年10月9日から施行する。